

入札説明書

令和 7年 7月 14日
総務部公共施設管理課

- 1 工事名 狭山市本庁舎敷地内水道管改修工事
- 2 工事場所 狭山市入間川1丁目23番5号
- 3 工期 契約日から令和7年12月26日まで
- 4 工事概要 本庁舎引き込み給水管の更新
上記工事に伴う土工事及び設備工事一式

5 施工上の諸注意

- ・工事管理運営に際し、労働基準法、労働安全衛生法、建設業法等関係法令に従い安全管理、工程管理、品質管理等遺漏なきよう万全を期すこと。
- ・工事の実施に際しては監督員・施設管理者と十分に連絡調整を図り実施すること。
- ・周辺道路及び敷地内通路を汚損した場合は速やかに適切な処理を行うこと。
- ・搬入路及び周辺道路については関係部署と協議し事故防止に努めること。
- ・来庁者の安全及び施設運営に十分配慮して工事を行うこと。
- ・資材置場、作業場については監督員と協議の上決定すること。
- ・部分的に停電が発生する場合は監督員、施設管理者と協議の上承諾を受けたのち、作業を行うこと。
- ・本庁舎西側の来庁者駐輪場へのアクセスができるよう仮設及び工事を行うこと。
- ・庁内の一部を断水し作業を行う場合は、監督員に施工内容及び時期について承諾を受け、作業を行うこと。
- ・音や振動が生ずる作業については、原則として閉庁日に行うこと。
- ・本庁舎内で別契約の工事がある場合には、工事日程や工事範囲などの調整を行うこと。

6 その他

- ・落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- ・本工事は「狭山市建設工事請負契約に係る現場代理人の常駐義務の緩和等に関する取扱い」の対象とする。

7 設計図書等に関する質問回答

- | | |
|------|-------------------------------|
| 質問方法 | 質問がある場合は、電子入札システムにより提出してください。 |
| 受付日時 | 令和7年7月17日（木） 午前10時まで |
| 回答方法 | 質問があつた場合は、狭山市公式ホームページに掲載します。 |
| 回答日時 | 令和7年7月23日（水） 午前10時から |